

## 【民医連部内 学習資料】

# 2024年国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）の総括所見（勧告）の概要

～勧告内容を学び、ジェンダー平等、女性の人権、いのちと健康が守られる社会へ力をつくそう～

2024年11月11日

全日本民主医療機関連合会

人権と倫理センター センター長 加賀美理帆

### はじめに

国連の女性差別撤廃委員会（CEDAW）は10月17日から、ジュネーブにある国連欧州本部で女性差別撤廃条約の実施状況について8年ぶりに日本政府への対面審査を実施し、29日に勧告を含む総括所見（60項目）を発表しました。女性が不利益を受ける制度や社会システムの存在が多岐にわたる分野で指摘され、そのすべてが女性の人権といのち・健康に関わる切実な内容であり、早急に実現されるべきものばかりです。

下記に、勧告の概要をまとめました。政府と国会に勧告の早急な実施を求めるとともに、「無差別・平等」を掲げる医療機関として私たち自らが勧告の内容を学び、ジェンダー平等の社会の実現へ力をつくすことを呼びかけます。

### 積極的側面

同委員会はこの間進展した施策として、女性の再婚時の待機期間の廃止（2024年）、優生保護法に基づく優生手術などの被害者に対する補償金等の支給（2024年）、性交同意年齢を13歳から16歳に引きあげる法改正（2023年）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正（2023年）、男女ともに婚姻最低年齢を18歳に引き上げる民法改正（2022年）、セクハラや妊娠・出産に関するハラスメントの相談手続きの確立（2021年）をあげ、これを歓迎しています。これらは、女性や当事者団体、関係団体など市民社会が国内外で粘り強く声をあげ続けてきました。

### 急がれる選択議定書批准、国内人権機関の設立、包括的差別禁止法制定

一方で、日本が選択議定書の批准の検討に時間をかけすぎており、努力が不十分と指摘しています。日本は女性差別撤廃条約を1985年に批准しましたが条約を補強する選択議定書は未批准のままであります（締約国189のうち115カ国が批准）、あらゆる障壁を速やかに取り除くよう勧告しています。あわせて、政府から独立した国内人権機関の設立も厳しく勧告され、立法権である国会が条約の完全な実施を確保するために重要な役割を果たすよう強調しています。

女性に対する差別の包括的かつ明確な定義が存在しないことや、「男系男子」のみに皇位継承を求める皇室典範の改正にも触れ、女性の人権状況について懸念と改善勧告を示しています。

### 選択的夫婦別姓・供託金減額・緊急避妊薬アクセス・中絶の配偶者同意要件削除は急務

さらに、「フォローアップ項目」として、選択的夫婦別姓の実施、女性が国会議員に立候補するための供託金300万円の減額、緊急避妊薬や避妊法への十分なアクセスの提供（16・17歳の親の同意要件撤廃を含む）、中絶の配偶者同意要件の削除のための法律改正が挙げられています。（※フォローアップとは、勧告を実施するための措置に関する情報を2年以内に書面報告するよう要請するもの）

### ジェンダー・ステレオタイプの排除、家父長的態度や差別的固定観念の撤廃

家庭および社会における家父長的な態度やジェンダー・ステレオタイプ（差別的固定観念）が女性と女児に対する性的暴力を助長するとして、それらの撤廃のための包括的戦略の確立、性暴力を助長するポルノ製品の生産・流通への法的措置と監視などを強調し、夫婦間の強姦が犯罪化されていないことや、DV被害者のシェルターやカウンセリング・サービスの資金と人員の不足を指摘しました。

結婚と家族関係においては、平等な財産分与のための民法規定遵守の確保、シングルマザーへの性差別的な固定観念の排除、同性婚を認めるよう勧告しています。

## 平和と安全保障への女性参加、沖縄米軍兵士による性暴力の防止も勧告

平和構築および軍事協定の交渉のすべての段階において女性の包括的な参加の確保を求め、沖縄に駐留する米軍兵士による女性への性暴力の防止や加害者への処罰も勧告しました。日本軍「慰安婦」については、国際法が「戦争犯罪と人道に対する罪に時効はないという原則」をあげ、問題解決に向け被害者・生存者の権利が全体的に守られよう勧告しています。PFASに関する最新情報の提供、気候変動や災害におけるジェンダー予算の導入と女性を包摂する取り組み等も指摘しています。

## 教育を受ける権利、性と生殖に関するヘルスケアサービスへのアクセスの確保

すべての教育機関の教育アプローチの標準化、女性の公平なキャリア成果の確保、STEM（科学、技術、工学、数学）、医療や法律の専門職などで上級職を含む正規雇用における女性の割合を増加させること、管理職における女性の目標30%が未だ達成されていないことを指摘し、50%（パリティ）に引きあげるよう求めています。

性と生殖の健康と権利（Sexual Reproductive Health and Rights : SRHR）に関して、日本において墮胎は罪であり、母体保護法で限定的に許可され配偶者の同意が必要であることに対し、妊娠中絶を合法化し配偶者の同意要件も削除して女性と女児が安全な妊娠中絶と中絶後の医療を十分うけられるよう勧告。包括的性教育の実施を強く求めると同時に、その内容について政治家や公務員による干渉がないように求めています。

また、2023年の最高裁違憲判決を受け、「性同一性障害特例法第3条」を改正し、不妊手術を受けざるを得なかった被害者が補償を含む効果的な賠償を受けられるよう求めています。さらに、障害者差別撤廃法を改正し交差する差別の明確な禁止・罰則制定、障害のある女性が性と生殖に関する保健サービスへのアクセスから差別されず、ケアを拒否した医療機関の責任の追求も勧告されています。

## 貧困の解消、男女賃金格差解消、性的搾取の防止

貧困の解消に関しては、経済協力開発機構（OECD）で最も高い日本の貧困率（15.4%）をあげ、新型コロナ感染症の流行による経済的困難の悪化によって、売春や性的搾取が増加していることへの懸念と被害の防止を求めています。男女賃金格差の解消、同一労働同一賃金の実施、正規雇用の女性を増やすこと、ひとり親世帯・高齢女性など不安定雇用解消や社会的セーフティーネットの強化、所得税法第56条の改正（自営業や農家の配偶者、家族の収入を事業経費と認めず女性の経済的自立を妨げている）、不利な立場にある女性のグループ（アイヌ、部落、在日コリアン、障害、LBTI、移住女性等）に対する交差する形態の差別の撤廃などを求めています。国際労働機関（ILO）の2011年家事労働者条約の批准も求めています。

## 政治分野をパリティに、専任の省の設置

勧告が指摘するように、これらの政策を実現するためにも政治分野における男女共同参画の推進に関する法律を改正し罰則を設けること、第6次（次期）男女共同参画基本計画にパリティ（50:50）を位置づけること、女性問題および男女共同参画に関する専任の省の設置、都道府県・自治体で対応する部門の設置などが重要です。

## さいごに　国際的な人権保障の到達を学び、連帯を広げて、ジェンダー平等をすすめよう

日本審議には、日本女性差別撤廃条約NGOネットワークをはじめ120人を超えるNGOが現地で活動を展開した内容が、勧告に反映されました。私たち全日本民医連は『旧優生保護法下における強制不妊手術問題に対する見解』で、制度が人々の意識を形作ることへの学びを深め、そのような立法と行為を今後決して許してはいけないことを誓いました。市民社会の一員として、日本政府に対して国連女性差別撤廃委員会の勧告の早期実現を求めるとともに、今回の勧告をはじめ国際的な人権保障の到達に学び実践する取り組みをいっそう強める必要があります。

第46回総会でも、ケアの倫理、ジェンダー平等・多様性の尊重をかかげ、周縁化された人々に寄り添い、内外の改革に努力してきました。ひきつづき、組織改革をすすめつつ、幅広い個人・団体と連携・連帯して、女性の人権といのち・健康が守られる社会の実現へ力をつくしましょう。

以上